

第三次産業の労働災害が増加中！

STOP！労働災害

労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請！！

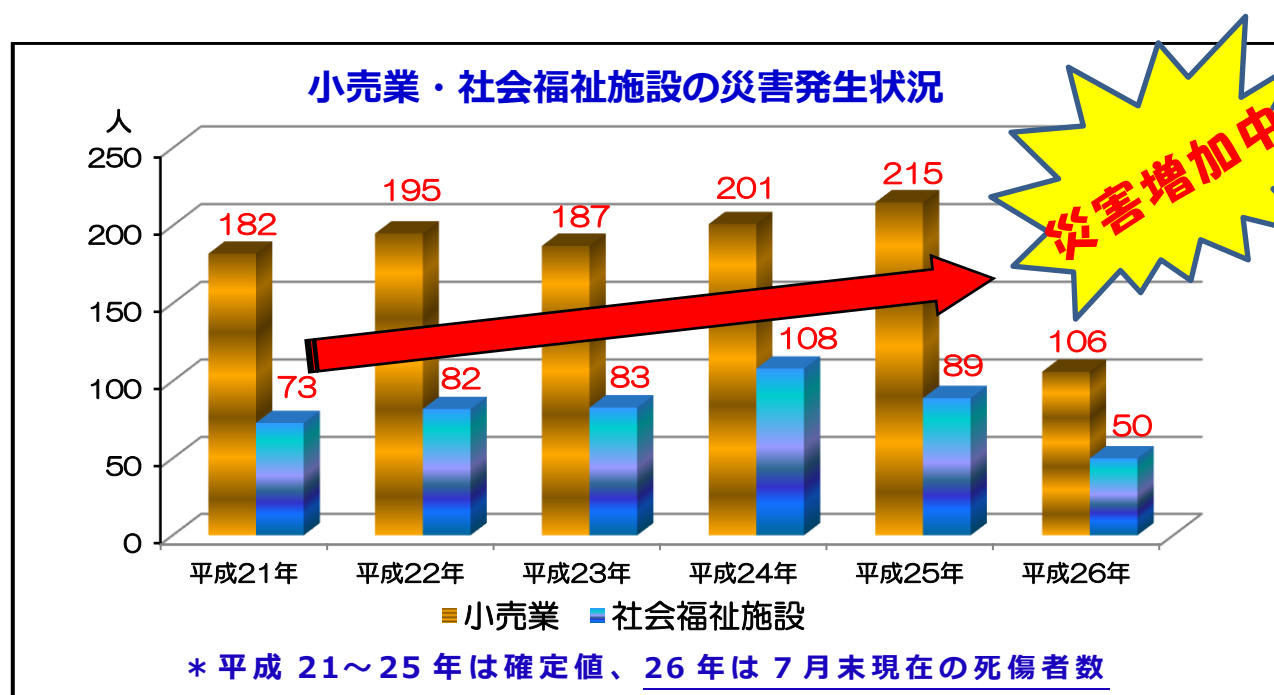
全産業における休業4日以上死傷災害は、平成22年から3年連続して増加、25年は減少したものの、平成26年は再び増加傾向にあります。

その中で、第三次産業・小売業・社会福祉施設も同様に増加傾向にあります。

＊平成26年7月末現在、第三次産業(+49)、小売業(+5)、社会福祉施設(+19)

＊小売業においては転倒災害・交通事故、社会福祉施設においては転倒災害・作業中の急な動き・無理な動作（腰痛など）が多く発生しています。

このように労働災害が増加傾向にあるため、岡山労働局では、業界団体等に対して、労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請を行いました。



<労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請>

- 1.経営トップの指示の下に職場巡視の実施、職場内における安全衛生活動の総点検を実施する。
- 2.安全管理者などを選任する必要のない事業場においても、安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、安全衛生管理体制を充実させる。
- 3.雇入れ時教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施する。



岡山労働局 各労働基準監督署

<第三次産業に係る具体的な取組の要請>

〔小売業、社会福祉施設〕

危険に対する「気づき」を促し、安全意識を高めるため、各職場における安全活動の活性化「危険予知（KY）活動・職場内危険マップ作り」の促進と「安全推進者」の配置を行う。

〔社会福祉施設〕

腰痛予防対策（腰痛予防対策指針）の周知・啓発を行う。

腰痛予防対策対策講習会への参加（岡山：平成 27 年 2 月 18 日）

<第三次産業における安全推進者の配置等に係るガイドラインの概要>

1. 対象事業場〔常時 10 人以上の労働者を使用する事業場〕

- ・ 第三次産業の中で重点業種である以下の業種を特に取組対象とする。
- ・ 小売業（各種商品小売業など安全管理者等の選任業種は除く）
- ・ 社会福祉施設

2. 安全推進者の要件

- ・ 安全衛生推進者資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後 1 年以上安全衛生の実務を経験した者、高校を卒業後 3 年以上安全衛生の実務を経験した者、5 年以上安全衛生の実務を経験した者等）

3. 安全推進者の職務

- ・ 職場環境及び作業方法の改善（整理整頓・床面の改善・作業マニュアル整備等）
- ・ 労働者の安全意識の啓発及び安全教育（朝礼等の活用・作業手順に係る教育）
- ・ 労働基準監督署等への各種報告・届出（労働者死傷病報告の作成・提出等）



* 労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請（岡山労働局 HP）

http://okayama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/hourei_seido/_119955.html?revision=0

* 安全推進者の配置等に係るガイドライン（以下、厚生労働省 HP）

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T140822K0080.pdf>

* 第3次産業で働く皆さまへ～安全で安心な職場をつくるために～（リーフレット）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055195.html>

* 職場での腰痛を予防しましょう（リーフレット）

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/131114-01.html>